■学生ボランティア団体登録誓約書

西宮市大学交流協議会・西宮市大学交流センター

(記入日 年 月 日)

西宮市大学交流協議会 学生ボランティア交流事業

学生ボランティア団体登録誓約書

■学生ボランティア交流事業の目的

西宮市大学交流センター (西宮市大学交流協議会)では、西宮市内の10大学・短期大学、西宮商工会議所、西宮市が連携し、学生ボランティア活動を推進・支援しています。

ボランティア情報の提供には、さまざまな分野で社会に貢献しているボランティア団体・グループの協力を得ており、学生ボランティア活動が、大学・学生と地域社会の相互交流を深め、西宮のまちの魅力を向上させることを目的としています。

■学生ボランティア交流事業 団体登録条件

- ◇上記目的に賛同し、本事業の推進に寄与する団体であること。
- ◇公益的な活動を行う団体であること。

公益的な活動とは、自発的・自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ●営利を目的とするもの
- ●宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とするもの
- ●政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの
- ●特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの

■注意事項

- ◇コーディネーターによる活動する学生との連絡調整は、初回訪問までとなっております。それ以降は団体様に行っていただき、当方は責任を負いませんのでご了承ください。
- ◇所定の様式(別紙)の活動報告書を必ず提出してください。(活動が1月以上に渡る場合:月初 1 月以下の場合:活動終了後1週間以内)
- ◇事業の性質上、活動する学生・依頼する団体のいずれかが西宮市内であることが必要です。
- ◇活動する学生の安全面を確認し、管理する責任を負ってください。ただし、活動者には当方で兵庫 県ボランティア保険の加入を行っております。
- ■ボランティア活動希望学生の派遣までの流れ
 - ①登録済みの団体様からボランティア派遣依頼書の受付
 - ②ボランティア派遣依頼の受理
 - ③ボランティア募集情報の公開(WEB、各大学・大学交流センター掲示板)
 - ④ボランティア活動希望学生の募集受付
 - ⑤ボランティア活動希望学生訪問日の調整(※活動希望学生がいる場合のみ)
 - ⑥ボランティア活動希望学生との面談(日程調整や活動の説明等 ※活動希望学生がいる場合のみ)
 - ⑦ボランティア活動の開始

上記の記載内容を理解し、	学生ボランティ	ア交流事業に登録いた	1 まま
	モエハノノノィ	/ X /川 	L AL 9 ^

団体名称	
------	--

所在地

代表者名

扫当者名

年 月 日

団体印もしくは代表者印

印